

令和2年度 第1回

長久手市景観審議会

議案

長久手市景観審議会

第1号議案 景観審議会の運営に関する事項

- 1 景観審議会の運営に関する要綱の策定について
条例第25条第2項に基づき、審議会の運営に必要な事項を定めるもの

- 2 諮問内容について
 - (1) 条例に基づく諮問内容
 - ア 「景観計画の変更」に関すること（第9条）
 - イ 「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定」に関すること（第15条、第17条）
 - ウ 勧告又は命令に関すること（第27条）
 - (2) 計画に基づく諮問内容
本市の景観まちづくりを推進するための審議事項

- 3 会議の公開について
景観重要建造物及び景観重要樹木の取扱い（要綱第5条（2））

（参考資料）

- ・長久手市景観条例及び施行規則
- ・長久手市景観審議会の運営に関する要綱（案）
- ・長久手市景観計画（景観形成基準概要版）

第2号議案 報告事項

- 1 景観アドバイザー制度について
- 2 行為の届出及び景観アドバイザー制度活用実績について
- 3 今後の景観施策について

(参考資料)

- ・長久手市景観アドバイザー設置要綱